

入札説明書

令和 7 年度申請書作成ソリューション導入業務委託に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 公告日

令和 7 年 9 月 9 日

II 公告内容

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度 申請書作成ソリューション導入業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

この調達については、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか姫島村電子入札運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 姫島村が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) この公告の日から下記 8 に掲げる開札までの間に、姫島村が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ロ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者。

4 契約条項を示す場所及び日時

姫島村ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に8に記す開札日まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし9に記す再入札を行うときは再入札の開札日まで延長する。

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムによる参加申請の期限

令和7年9月16日(火) 17時

7 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年9月24日(水) 12時

8 大分県共同利用型電子入札システムによる開札予定日時

令和7年9月24日(水) 13時30分

9 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額、入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

10 入札保証金に関する事項

姫島村財務規則第 95 条第 2 項第 2 号の規定により、入札保証金を免除する。

11 契約保証金に関する事項

姫島村財務規則第 80 条第 3 項第 9 号の規定により、契約保証金を免除する。

12 無効入札に関する事項

姫島村財務規則第 102 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

15 本入札に関する問い合わせ先

姫島村役場 総務課

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村 1630 番の 1

電 話：0978-87-2281 E-mail：soumu07@vill.himeshima.lg.jp

Ⅲ 質問の受付と回答

本入札及び委託業務についての質問の受付と回答は、下記のとおり行う。

- ・提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火） 1 7 時
- ・提出方法 質問書（別添様式）により、E-mail、郵送又は持参のいずれかの方法で提出
※持参以外の場合は、必ず電話により到着確認をすること
- ・提出先 上記 Ⅱ.15
- ・回答期日 令和 7 年 9 月 1 9 日（金） 1 7 時
- ・回答方法 質問内容及び回答を姫島村ホームページに掲載